

## 埼玉県体験活動推進協議会 設置要綱

### (目的)

第1条 県立げんきプラザが実施する学校における体験活動を推進する事業について、その効果的な実施に向けて関係者が協議を行い、もって埼玉県における体験活動を推進するため体験活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会においては、以下の事項について協議を行う。

- (1) 児童生徒の健全育成を図るための効果的な体験活動の在り方
- (2) 教育課程上の各教科等への位置付けに当たって解決すべき課題や検討事項
- (3) 学校で活用可能な体験活動プログラムの例示
- (4) 以上に掲げるもののほか、学校における体験活動を推進する事業の効果的な実施のために必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、生涯学習推進課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、大滝げんきプラザ所長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表1に掲げる者とする。

### (会議)

第4条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 議案の提出は、生涯学習推進課が行う。
- 3 委員は、会議を欠席する場合は代理の者を出席させることができる。代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 委員長は、必要に応じ会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、生涯学習推進課において行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。